

実施要領等に関する質問に対する回答

1 委託業務名

米子浄化場包括的維持管理業務

2 質問に対する回答

実施要領等に関する質問及び回答は、次のとおりです。

番号	資料名	頁	質問内容	回答
1	包括的維持管理業務公募型プロポーザル実施要領	2～3	<p>4(2)参加資格要件、キには下水道処理施設(生物処理、高度処理、汚泥処理の全ての処理工程を有する施設に限る。)の包括維持管理業務を受託し、履行した実績を有することと記載されております。</p> <p>一方、同項ケ(ア)では、貴組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の規定に準じ一般廃棄物処理施設技術管理者(し尿・汚泥再生処理施設)と記載されています。</p> <p>また、当該条例では、付された条件と同等以上の知識を有すると認められる者との記載もあります。</p> <p>それらを踏まえて、下水道処理施設を管理するための有資格者、下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件に含まれる「第3種技術検定合格」を有する者も4(2)ケ(ア)に含まれると理解してよいでしょうか。</p>	<p>下水道処理施設(生物処理、高度処理、汚泥処理の全ての処理工程を有する施設に限る)は、し尿処理施設と同等の施設として取扱っているため、下水道法施行令第15条の3第5号に規定する「第三種技術検定に合格した者であって、二年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。」は、本組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例第2条第4号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」に該当し、4(2)参加資格要件ケ(ア)を満たします。</p> <p>なお、下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格についても同様の考えにより、いずれも4(2)参加資格要件ケ(ア)を満たします。</p>
2	包括的維持管理業務公募型プロポーザル実施要領	9	<p>10 業務実績等及び企画提案書類の審査(5)出席者(説明者)は3名以内とする。と記載されておりますが。</p> <p>プレゼンテーション出席者を増やしていただく事は可能でしょうか。</p>	<p>実施要領9頁10 業務実績等及び企画提案書類の審査(5)出席者のとおり、3名以内としてください。</p>
3	包括的維持管理業務公募型プロポーザル実施要領	別紙	<p>現在従事されている方のうち、雇用をご希望の方を雇用する場合につきましては、当社規定に基づく待遇とさせていただきます。</p>	<p>待遇に関する特定の基準は定めていません。</p> <p>具体的な待遇など貴社の提案内容を総合的に審査・評価します。</p>

			いただいても問題ございませんでしょうか。	
--	--	--	----------------------	--